



長野県報

3月9日(月)
令和8年
(2026年)
第690号

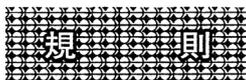
目次

規則

事務処理規則の一部を改正する規則(人事課).....	1
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課).....	1
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局).....	4
給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局).....	4

告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(障がい者支援課).....	5
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施(園芸畜産課).....	5
家畜伝染病予防法に基づく注射の実施(園芸畜産課).....	8
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	9
宅地建物取引業法に基づく公開の聴聞(建築住宅課).....	9



規則

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月9日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第5号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の3の(1)のA中「長野県警察本部刑事部鑑識課、」を「長野県警察本部刑事部鑑識課及び」に改め、「及び長野県警察本部刑事部機動捜査隊」を削り、同45の(4)中「、機動捜査隊」を削り、同46の(3)中「鑑識課長、」を「鑑識課長及び」に改め、「及び機動捜査隊長」を削る。

附則

この規則は、令和8年3月25日から施行する。

人事課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月9日

長野県公安委員会委員長 山本京子

長野県公安委員会規則第1号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「広報相談課」を「広報県民課」に、「会計課」を「会計課 施設装備課」に改め、同項第4号中「捜査支援分析課」を「情報分析・機動捜査課」に、「組織犯罪対策課」を「組織犯罪対策第一課 組織犯罪対策第二課」に、「科学捜査研究所 機動捜査

隊」を「科学捜査研究所」に改める。

第4条の2の見出しを「(広報県民課)」に改め、同条中「広報相談課」を「広報県民課」に改め、同条に次の1項を加える。

2 広報県民課に、次の各号に掲げる事務をつかさどらせるため、犯罪被害者支援室を付置する。

- (1) 犯罪被害者支援に係る企画、調査及び総合調整に関すること。
- (2) 犯罪被害者等給付金に関すること。
- (3) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること。
- (4) 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害者慰金等に関すること。

第5条第1項中第5号から第9号までを削り、第10号を第5号とし、第11号を第6号とし、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第5条の2第3項中「組織犯罪対策課」を「組織犯罪対策第一課」に改める。

第6条第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(施設装備課)

第6条の2 施設装備課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公有財産及び債権(公有財産に属するものに限る。)の管理及び処分に関すること。
- (2) 庁舎の営繕に関すること。
- (3) 庁内の火災予防及び取締りに関すること。
- (4) 警察官の服制及び服装に関すること。
- (5) 警察手帳に関すること。
- (6) 拳銃及び弾に関すること。
- (7) 警察車両に関すること。
- (8) 警察装備品の整備及び運用(航空機及び舟艇の運用を除く。)に関すること。

第11条第6号、第11号及び第12号中「組織犯罪対策課」を「組織犯罪対策第二課」に改める。

第13条の2第1号中「捜査支援分析課」を「情報分析・機動捜査課」に改める。

第13条の3の見出しを「(情報分析・機動捜査課)」に改め、同条中「捜査支援分析課」を「情報分析・機動捜査課」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 機動捜査、初動捜査その他の警察事務に関すること。

第15条第1号中「組織犯罪対策課」を「匿名・流動型犯罪グループ対策室」に改める。

第16条の2の見出しを「(組織犯罪対策第一課)」に改め、同条第1項中「組織犯罪対策課」を「組織犯罪対策第一課」に改め、同項第1号中「こと」を「こと(匿名・流動型犯罪グループ対策室の所掌に属するものを除く。)」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 暴力団排除に資する資料の収集及び整理に関すること。

第16条の2第1項中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号から第12号までを3号ずつ繰り上げ、同条第2項を次のように改める。

2 組織犯罪対策第一課に、次の各号に掲げる事務をつかさどらせるため、匿名・流動型犯罪グループ対策室を付置する。

- (1) 匿名・流動型犯罪グループ対策に関する企画、調査及び指導に関すること。
- (2) 匿名・流動型犯罪グループに係る犯罪の捜査に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の捜査に関すること。

第16条の2第3項を削る。

第16条の5を削り、第16条の4を第16条の5とし、第16条の3を第16条の4とし、第16条の2の次に次の1条を加える。

(組織犯罪対策第二課)

第16条の3 組織犯罪対策第二課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 暴力団排除活動に関すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定に基づく暴力団員が行う暴力的要求行為等に係る規制、暴力団の対立抗争等による危険防止のための措置、暴力団員の活動による被害予防等に関する措置及び取締りに関すること。
- (3) 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。
- (4) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。
- (5) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

附則第3条を次のように改める。

(国スポ・全障スポ対策課)

第3条 警察本部警備部に、当分の間、第2条に規定する課のほか、第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会に関する警察事務をつかさどらせるため、国スポ・全障スポ対策課を置く。

2 国スポ・全障スポ対策課に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名称は、本部長が定める。

別表第1の7の長和町古町警察官駐在所及び長和町長久保警察官駐在所の項を次のように改める。

長和町長門警察官駐在所	長和町古町	長和町 古町 長久保 大門
-------------	-------	------------------

別表第1の9の佐久市望月交番の項中「協和」を「協和 茂田井」に改め、同9の立科町・佐久市茂田井警察官駐在所の項を削り、同9の立科町芦田警察官駐在所及び立科町山部警察官駐在所の項を次のように改める。

立科町警察官駐在所	立科町大字芦田	立科町
-----------	---------	-----

別表第3の刑事部の項を次のように改める。

刑事部	組織犯罪対策統括官	警視	組織犯罪対策に関する事務の統括掌理及び部下職員の指揮監督
	首席意見聴取官	警視	意見聴取の主宰に関する事務の統括及び部下職員の指揮監督

別表第3の総務課の項中「警視」を「警部」に改め、同表の広報相談課の項中「広報相談課」を

「広報県民課」に改め、同表の警務課及び犯罪被害者支援室の項を次のように改める。

犯罪被害者支援室	室長	警視又は警察行政職員	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
警務課	高齢者支援統括官	警視	高齢者支援に関する企画及び調整並びに部下職員の指揮監督

別表第3の会計課の項中

物品取扱員	警部又は警察行政職員	出納員の指定する物品の出納	を
エネルギー管理企画推進者	警部又は警察行政職員	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第9条第1項に規定する職務	

「物品取扱員 警部又は警察行政職員 出納員の指定する物品の出納」に改め、同表の施設

室の項を次のように改める。

施設装備課	エネルギー管理企画推進者	警部又は警察行政職員	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第9条第1項に規定する職務
-------	--------------	------------	---

別表第3の組織犯罪対策課、暴力団排除推進室及び特殊詐欺捜査室の項を次のように改める。

組織犯罪対策第一課	総括情報官	警視	組織犯罪情報の収集及び分析並びに部下職員の指揮監督
匿名・流動型犯罪グループ対策室	室長	警視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
組織犯罪対策第二課	暴力団対策官	警視	暴力団排除活動に関する企画、調査及び指導、暴力団に係る犯罪の取締り並びに部下職員の指揮監督
	意見聴取官	警視	意見聴取の主宰及び部下職員の指揮監督
	薬物銃器対策官	警視	薬物対策及び銃器対策に関する企画、調査及び指導並びに部下職員の指揮監督

附 則

この規則は、令和8年3月25日から施行する。

警 務 課

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月9日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第6号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「一般財団法人地域総合整備財団 長野県土地開発公社」を「一般財団法人救急振興財団 一般財団法人地域総合整備財団 長野県土地開発公社 一般財団法人地域活性化センター」に、「公益財団法人長野県下水道公社」を「公益財団法人長野県上下水道公社」に改める。

別表第2中「地方税共同機構」を「地方税共同機構 一般財団法人地域創造」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「公益財団法人長野県下水道公社」を「公益財団法人長野県上下水道公社」に改める部分に限る。）は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月9日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第7号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1のうち「機動捜査隊長
交通機動隊長」を「交通機動隊長」に、「総括情報官」を「総括情報官
暴力団対策官」に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月25日から施行する。

人事委員会事務局